

議第23号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 2 月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第43（2）の項および（3）の項を次のように改める。

(2) (3) の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料	
ア イに掲げる場合以外の場合	
(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	18,000円
(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	28,000円
(ウ) 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	35,000円
(エ) 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	46,000円
(オ) 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	65,000円
(カ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	83,000円
(キ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	140,000円
(ク) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	180,000円
(ケ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000 平方メートル以内のもの	290,000円
(コ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	540,000円
イ 当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第8項（同法第25条第1項もしくは第30条第8項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）または都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第10条第9項もしくは第54条第8項の規定により適用される場合を含む。（3）の項イにおいて同じ。）の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の（ア）から（キ）までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該（ア）から（キ）までに定める金額を加算した金額 (ア) 床面積の合計が

場合	300 平方メートル未満のもの 9,000 円 (イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 26,000円 (ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 77,000円 (エ) 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 123,000 円 (オ) 床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 155,000 円 (カ) 床面積の合計が 25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 194,000 円 (キ) 床面積の合計が 50,000平方メートル以上のもの 271,000 円
(3) 法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る建築物に関する法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア イに掲げる場合以外の場合 (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの (ウ) 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの (エ) 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの (オ) 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの (カ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの (キ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの (ク) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの (ケ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000	16,000円 24,000円 30,000円 42,000円 61,000円 78,000円 140,000円 170,000円 280,000円

平方メートル以内のもの (イ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの イ 当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第8項の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合	540,000円 アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分について(2)の項イの規定により算定して得られる額を加算した金額
---	---

別表第43注2中「(2)の項および(3)の項」を「(2)の項ア(同項イにおいて算定する場合を含む。)および(3)の項ア(同項イにおいて算定する場合を含む。)」に改め、同表注中6を8とし、3から5までを5から7までとし、2の次に次のように加える。

- 3 (2)の項イ((3)の項イにおいて算定する場合を含む。)の非住宅部分の床面積の合計は、建築物の増築または改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分(建築物の増築または改築をする部分以外の部分をいう。以下同じ。)があるときは、当該既存部分以外の部分の床面積について算定する。
- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定が必要な建築物が2以上ある場合における(2)の項イ((3)の項イにおいて算定する場合を含む。)の規定の適用については、同項イ中「次の」とあるのは「当該申請または通知に係る建築物ごとに次の」と、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」とする。

別表第57注を同表注1とし、同表に注2として次のように加える。

- 2 (4)の項に規定する2級または3級に係る実技試験を受けようとする日の属する年度の4月1日現在において年齢35歳未満の者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に掲げる在留資格をもつて本邦に在留する者を除く。)に係る当該実技試験の手数料は、同項ア(イ)に定める金額(注1の規定の適用がある場合にあつては、注1の規定により算定して得られた金額とする。)から9,000円を控除して得た金額(当該金額が2,900円を下回る場合にあつては、2,900円とする。)とする。

別表第68(1)の項中「平成24年法律第84号。」を削り、同表に次のように加える。

(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	(2)の項の規定により算定して得られる金額
---	------------------------------

別表第68注3中「含む。)」の右に「および(6)の項」を、「2分の1」の右に「(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)」を加える。

別表第69(5)の項を同表(6)の項とし、同表(4)の項中「(3)の項」を「(4)の項」に改め、同項を同表(5)の項とし、同表(3)の項中「(1)の項」を「(2)の項」に改め、同項を同表(4)

の項とし、同表(2)の項中「(1)の項」を「(2)の項」に改め、同項を同表(3)の項とし、同表(1)の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この表において「法」という。)」を「法」に改め、同項を同表(2)の項とし、同項の前に次のように加える。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この表において「法」という。)第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料	
ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものである場合	
(イ) 標準入力法または主要室入力法の評価によるもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	230,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	362,000円
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	510,000円
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	625,000円
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	736,000円
f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	838,000円
g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,041,000円
(ロ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	89,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,000円
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	298,000円
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	357,000円
f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	417,000円
g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	538,000円
イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合	
(イ) 標準入力法または主要室入力法の評価によるもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	45,000円
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,000円
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	149,000円
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	183,000円

f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	226,000円
g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	311,000円
(イ) (ウ) に掲げるもの以外のもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	21,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	40,000円
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	95,000円
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	142,000円
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	175,000円
f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	216,000円
g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	300,000円

別表第69に次のように加える。

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この表において「省令」という。）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	(1) の項の規定により算定して得られる金額
(8) 省令第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査の手数料	(2) の項の規定により算定して得られる金額

別表第69注中5を9とし、4を8とし、その前に次のように加える。

- 7 (7) の項において(1) の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の合計の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。

別表第69注3中「(3) の項（(4) の項）」を「(4) の項（(5) の項）」に、「において(1) の項」を「および(8) の項において(2) の項」に改め、「2分の1」の右に「（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）」を加え、同表注中3を6とし、2を5とし、その前に次のように加える。

- 3 (1) の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積について算定する。

- (1) 建築物の新築、増築または改築をする場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該建築物の非住宅部分の床面積（建築物の増築または改築をする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。次号および注7において同じ。）
- (2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして建築物の新築、増築または改築をする場合 当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつ

ては、当該増加する部分の床面積)

- 4 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が工場等の用途に供するものである場合にあつては、当該建築物が第1号に掲げる建築物であるときはその全部が工場等の用途に供するものと、当該建築物が第2号に掲げる建築物であるときはその全部が工場等の用途以外の用途に供するものとみなして、(1)の項(7)の項において算定する場合を含む。)の規定を適用する。

(1) 工場等の用途に供する部分以外の部分(非住宅部分に限る。)の床面積の合計が建築物の非住宅部分の床面積の合計の5分の1未満であり、かつ、300平方メートル未満である建築物であつて、その建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価がモデル建物法によるもの

(2) 前号に掲げる建築物以外の建築物

別表第69注1を同表注2とし、その前に次のように加える。

注1 この表において「工場等」とは、工場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況がこれらに類する建築物をいう。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第57注を同表注1とし、同表に注2を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。